

優和福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程） 情報公開

（目的）

第 1 条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した、質の高い介護員を提供し、その高齢者が住み慣れた地域・環境で、家族とともに生活が続けられるよう、専門職として必要な知識・技術を習得することで、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（事業者の名称・所在地）

第 2 条 本研修は、次の事業者が実施する。
学校法人伊藤学園 優和福祉専門学校
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 3 7 4 - 1

（実施課程及び形式）

第 3 条 実施研修は、介護福祉士実務者研修とし、研修形式は通信形式を主に行い、一部面接授業を含むものとする。

（研修事業の名称・位置）

第 4 条 研修事業名称及び位置は次の通りとする。
優和福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 3 7 4 - 1

（定員及び修業年限・開講時期）

第 5 条 受講定員は 1 講座 3 6 名とする。修業年限は履修科目により 1 月～6 月とする。
開講は、年 4 回、4 月、7 月、10 月、翌 1 月を定期開講、入学月とする。
各学級の時間割・日程は別途定める。

（研修カリキュラム）

第 6 条 研修を修了するために、履修しなければならないカリキュラム及び科目の免除は別表 2 の通りとする。

（休業日）

第 7 条 休業日は次の通りとする。
（1）年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日
（2）夏季休業 8 月 12 日～8 月 17 日
（3）創立記念日（12 月 1 日）
（4）災害等その他急迫する事情がある場合、又は教育上特別な事情がある場合、臨時に授業を行わない場合がある。

(入所時期)

第 8 条 入所時期は、各開催の開講初日とする。

(受講料)

第 9 条 受講費用は次の通りとする。但し、割引等に変更の場合がある。

| 受講予定者の有する資格 | 受講料(テキスト代、税込) |
|---------------|---------------|
| 無資格 | 143,000円 |
| 介護職員初任者研修 修了者 | 120,000円 |
| ホームヘルパー2級 修了者 | 120,000円 |
| ホームヘルパー1級 修了者 | 90,000円 |
| 介護職員基礎研修 修了者 | 42,000円 |

(受講料の返還)

第 10 条 受講料の返還は以下の通りとする。

| 辞退を申し出た日 | 返還額 |
|----------|--------|
| 開講2日前まで | 受講料の全額 |
| 開講日前日 | 受講料の半額 |
| 開講日以降 | なし |

(受講対象者)

第 11 条 男女を問わず、心身共に健全であり、資格取得に向けて意欲のある者。

(受講者の選考)

第 12 条 本校指定の受講申込書に必要事項を記入し、受講選考(面接)を行い、受講予定者を決定。受講決定通知書にて本人に通知する。

(受講の手続)

第 13 条 受講決定通知を受けた者は、指定期日までに所定の受講料を支払う。

(受講の決定)

第 14 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講決定とする。

(受講生の本人確認)

第 15 条 本人確認書類(住民票・運転免許証等)によって受講者が本人であることを確認する。

(履修方法)

第 16 条 ・通信課程（医療的ケアを除く）の各科目を履修し、スクーリング課程（介護課程Ⅲ）を履修する。

- ・通信課程（医療的ケア）を履修し、スクーリング課程（医療的ケア）を履修する。
- ・通信課程の科目とスクーリング課程の時間数は別表 1 の通りとする。

【通信課程】

- ・各科目ごとにレポート及び添削問題を提出期限までに提出し、合格しなければならない。

【スクーリング課程】

- ・介護課程Ⅲ・医療的ケア演習の全ての時間数を受講し、合格しなければならない。

(課程修了と評定方法)

第 17 条 【通信課程】

- ・レポート及び添削問題の提出の状況の確認。
- ・各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認。
- ・各科目ごとにレポート及び添削問題で C 評価以上を合格とし履修とする。
- ※レポート及び添削問題が D 評価の場合は添削コメントを参考に、再提出し合格基準に満たしたものを履修とする。
- ・合格に満たない場合は合格に達するまで提出する。

(A=90 点以上、B=89~80 点、C=79~70 点、D=69 点以下の 4 段階)

【スクーリング課程】

- ・講義・演習で介護の知識・技術の習得度が到達目標に到達しているか、指導者が評価を行う。
- ・実技演習を含む科目については実技試験を行い、A・B・C・D の 4 段階で評価し、B 以上の評価を合格とし履修とする。
- ※C 判定以下の者については、別途補講等を設け対応し、再度評価する。

(研修修了の認定方法)

第 18 条 通信課程・スクーリング課程の全課程を修了した者で、研修終了者の質の確保を図る観点からレポート及び添削問題の提出の状況、講義・演習等で一定の評価を得た者に修了の認定を行う。

(補講の取扱い)

第 19 条 面接授業（スクーリング）の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると同法人が認める者については、同研修の次期コースを代替えで受講することによりカリキュラムの履修完了とする。代替受講は事前の申し出を原則とする。この場合、代替受講は無料とし修了証明書の発行は代替え受講の終了日とする。

- ・「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由をいうものとする。
- ア 疾病又は負傷（証明できる書類の提出を求めるものとする）
- イ 天災その他やむを得ない理由
 - （水害・火災・地震・暴風雨雷・暴動・列車遅延・交通事故等）
- ウ 法令の定めがある事由によるため
 - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
- エ その他、真にやむを得ない事由として当校が認めるもの

（在籍年限）

第 20 条 在籍年限は1年とする。但し、やむを得ない場合については、2年までとする。

（他研修等の修了認定）

第 21 条 「社会福祉及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、別表 1 に定める教育内容と同一内容の授業科目を履修した者の単位については、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修終了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合には当校での履修し修得したものとみなす。修了認定は科目単位で行う。対象となる地域研修は下記のとおりとする。

- (1)実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
- (2)認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- (3)到達目標に到達していることを評価すること。

（欠席者の取り扱い）

第 22 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

（休学）

第 23 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

（復学）

第 24 条 前条の者が復学しようとするときは、復学願いを養成施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 25 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(修了証明書等の交付)

第 26 条 修了を認定された受けた者は、当法人にて修了証明書を交付する。

(修了証明書等の交付)

第 27 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として 1,000 円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に来校するものとする。

(教職員組織)

第 28 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- ・ 校長
- ・ 専任教員
- ・ 講師 (介護過程Ⅲ)
- ・ 講師 (医療的ケア)
- ・ 講師 (課題添削)
- ・ 事務職員

(受講資格の取り消し)

第 29 条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない。または本学則の目的に沿わないと当法人が認めた者。
- (2) 学習態度が著しく悪く、進行をさまたげる者
- (3) 当研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。
- (4) 当法人の定める受講料支払いの規定に反した者。
- (5) その他、本学則の目的から逸脱した言動があったと当法人が認めた者。

(個人情報保護)

第 30 条 運営上、知り得た受講者にかかる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。当法人の個人情報方針により、秘密保持には十分な管理を行えるよう職員に対して定期的に指導を行い、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

(施行細則)

第 31 条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

第 32 条 この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

| 指定規則に定める科目及び時間数 | 本施設時間数 | 履修方法 |
|----------------------------|------------|--|
| 人間の尊厳と自立 (5) | 5 時間 | テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。 |
| 社会の理解Ⅰ (5) | 5 | 同上 |
| 社会の理解Ⅱ (30) | 30 | 同上 |
| 介護の基本Ⅰ (10) | 10 | 同上 |
| 介護の基本Ⅱ (20) | 20 | 同上 |
| コミュニケーション技術 (20) | 20 | 同上 |
| 生活支援技術Ⅰ (20) | 20 | 同上 |
| 生活支援技術Ⅱ (30) | 30 | 同上 |
| 介護過程Ⅰ (20) | 20 | 同上 |
| 介護過程Ⅱ (25) | 25 | 同上 |
| 発達と老化の理解Ⅰ (10) | 10 | 同上 |
| 発達と老化の理解Ⅱ (20) | 20 | 同上 |
| 認知症の理解Ⅰ (10) | 10 | 同上 |
| 認知症の理解Ⅱ (20) | 20 | 同上 |
| 障害の理解Ⅰ (10) | 10 | 同上 |
| 障害の理解Ⅱ (20) | 20 | 同上 |
| こころとからだのしくみⅠ (20) | 20 | 同上 |
| こころとからだのしくみⅡ (60) | 60 | 同上 |
| 医療的ケア (50) 喀痰吸引及び経管栄養演習 | 50 必要回数 | 同上 面接授業にて履修する。 |
| 介護過程Ⅲ (45) | 45 | 面接授業にて履修する。 |
| 合 計 | 450 | |

(別表2) カリキュラム及び他研修等の修了認定に基づく履修免除

| 科目 | 時間数 | 介護職員初 任者研修 | 訪問介護員研修 | | | 介護職員 基礎研修 | その他全 国研修 |
|-----------------------|------------|---------------|---------|-----|-----|--------------|--------------|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 人間の尊厳と自立 | 5 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 社会の理解Ⅰ | 5 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 社会の理解Ⅱ | 30 | | 免除 | | | 免除 | |
| 介護の基本Ⅰ | 10 | 免除 | 免除 | 免除 | | 免除 | |
| 介護の基本Ⅱ | 20 | | 免除 | 免除 | | 免除 | |
| コミュニケーション技術 | 20 | | 免除 | | | 免除 | |
| 生活支援技術Ⅰ | 20 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 生活支援技術Ⅱ | 30 | 免除 | 免除 | 免除 | | 免除 | |
| 介護過程Ⅰ | 20 | 免除 | 免除 | 免除 | | 免除 | |
| 介護過程Ⅱ | 25 | | 免除 | | | 免除 | |
| 発達と老化の理解Ⅰ | 10 | | 免除 | | | 免除 | |
| 発達と老化の理解Ⅱ | 20 | | 免除 | | | 免除 | |
| 認知症の理解Ⅰ | 10 | 免除 | 免除 | | | 免除 | 認知症実 践者研修 |
| 認知症の理解Ⅱ | 20 | | 免除 | | | 免除 | |
| 障害の理解Ⅰ | 10 | 免除 | 免除 | | | 免除 | |
| 障害の理解Ⅱ | 20 | | 免除 | | | 免除 | |
| こころとからだのしくみⅠ | 20 | 免除 | 免除 | 免除 | | 免除 | |
| こころとからだのしくみⅡ | 60 | | 免除 | | | 免除 | |
| 医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習 | 50 必要回数 | | | | | | 喀痰吸引 等研修 |
| 介護過程Ⅲ | 45 | | | | | 免除 | |
| 合 計 | 450 | 320 | 95 | 320 | 420 | 50 | |